

医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さんへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1／2（激甚災害により被災した公的医療機関は2／3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

✓ 医療機関

（公的医療機関）

- 都道府県、市町村、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- 救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

✓ 医療関係者養成施設

- 看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

✓ その他

- 研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎など

補助の対象となる費用

○ 建物及び建物附属設備の復旧費用

○ 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一緒にして復旧を行う医療機器）の復旧費用

○ 医療機器（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科診療所の場合は10万円）以内の医療機器は除く

補助の対象とならない費用（一例）

× 復旧のための費用（合計）が80万円に満たない場合

× 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園

× 外構部分（囲壁、門など）

× 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等

× 救急車等の車両

など

国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

✓ 調査する内容

- ・医療施設等の所在地における災害の状況
※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- ・建物等の被害状況
※被災事実の確認が不可欠です。
やむを得ず、国の調査を待たず復旧事業に着手する場合、必ず復旧前の写真を撮ってください。またその際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。
- ・復旧方法
※工事内容（施工方法など）の確認を行います。
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。施工業者等の立会・同席も可能です。
- ・復旧にかかる費用
※工事費や修理費の根拠について確認を行います。
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数者（3社以上）の見積書を用意するようにしてください。
(やむを得ない理由により複数者の見積書が用意できない場合は、その理由を調査の際に説明する必要があります。)

✓ 調査の方法

- ・医療施設などの現地または県庁会議室などにおいて、国（厚生労働省及び財務省（局））が上記について確認を行いますので、説明や資料を提示してください。

✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- 医療施設等災害復旧費協議書
- 医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）
- 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
※地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- 図面、被災写真
- 復旧費の積算根拠（見積書など）
- 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

問い合わせ先

本事業にかかる詳細や、ご不明な点などにつきましては、下記までご連絡ください。

厚生労働省医政局医療経理室 古田、加藤
(代表) 03-5253-1111 (内線) 4189、4183

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

| 区分 | 補助対象施設 | 対象経費 | | | 基準額 (激甚災害の場合) | 補助率 (激甚災害の場合) |
|-------------------|--|------|-------|------|----------------------------|------------------|
| | | 建物 | 医療用設備 | 医療機器 | | |
| 公的医療機関施設 | 都道府県、市町村、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等の設置する病院及び診療所 | ○ | ○ | ○ | 厚生労働大臣の定める額 | 1/2 (2/3) |
| べき地診療所 | 都道府県、市町村、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するべき地診療所(医師及び看護師住宅を含む。) | ○ | ○ | ○ | | 1/2 |
| 政策医療実施機関 | | | | | | |
| 救命救急センター | 都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター | ○ | ○ | ○ | 769,100千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 | 都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院 | ○ | ○ | ○ | 80,200千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 在宅当番医制診療所 | 災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 在宅当番医制歯科診療所 | 災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療等を実施している歯科診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 休日夜間急患センター | 災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急患センター(※休日・夜間の定義あり) | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 休日等歯科診療所 | 災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(委託を含む)歯科診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 時間外診療実施診療所 | 災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 災害拠点病院(基幹) | 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院 | ○ | ○ | ○ | 677,268千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 災害拠点病院(地域) | 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院 | ○ | ○ | ○ | 447,449千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| べき地医療拠点病院 | 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するべき地医療拠点病院 | ○ | ○ | ○ | 229,200千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 周産期母子医療センター | 都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター | ○ | × | ○ | 83,300千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 小児救急医療拠点病院 | 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院 | ○ | ○ | ○ | 28,155千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 在宅医療実施病院 | 都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院 | ○ | ○ | ○ | 80,200千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 在宅医療実施診療所 | 都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 在宅医療実施歯科診療所 | 都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所 | ○ | ○ | ○ | 13,139千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |

| 区分 | 補助対象施設 | 対象経費 | | | 基準額 (激甚災害の場合) | 補助率 (激甚災害の場合) |
|-------------|--|------|-------|------|----------------------------|--|
| | | 建物 | 医療用設備 | 医療機器 | | |
| 腎移植施設 | 厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(原則、都道府県一か所(人口400万人以上の都道府県は二か所)(原則、腎移植に関する更生医療指定医療機関) | ○ | × | ○ | 44,300千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 老人デイケア施設 | 厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設 (医師、理学療法士又は作業療法士、看護婦等の職員が配置されていることや、機能訓練室等の設置、医療機器等が整備されていることなどの基準あり) | ○ | ○ | ○ | 165,200千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 共同利用施設 | 厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設 | ○ | ○ | ○ | 388,900千円 (厚生労働大臣の定める額) | 1/2 |
| 医療関係者養成所施設 | | | | | | |
| 看護師等養成所 | 保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く) | ○ | × | × | 厚生労働大臣の定める額 | 1/2 |
| 理学療法士等養成所 | 理学療法士及び作業療法士法第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く) | ○ | × | × | | 1/2 |
| 救急救命士養成所 | 救急救命士法第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く) | ○ | × | × | | 1/2 |
| 歯科衛生士養成所 | 歯科衛生士法第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く) | ○ | × | × | | 1/2 |
| 研修施設 | | | | | | |
| 地域医療研修センター | 医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。)又は臨床研修病院(営利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター | ○ | × | × | 59,600千円 | 1/2 |
| 研修医のための研修施設 | 医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院(国立大学法人の開設したものと除く。)又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設 | ○ | × | × | 198,700千円 | 1/2 |
| 病院内保育所 | 日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、一般社団法人又は一般財団法人等の設置する病院内保育所 | ○ | × | × | 厚生労働大臣の定める額 | 1/2 |
| 看護師宿舎 | 都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎 | ○ | × | × | | 既存面積(1人当たり33m ² を限度) ×1/2×198,300円 |
| 救急医療情報センター | 都道府県の設置する救急医療情報センター | ○ | × | × | 13,100千円 | 1/2 |

※ 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額:上限なし